

# 第4章

## 私立学校の振興

## 第4章 総論

### 重要な役割を果たす私立学校

私立学校に在学する学生・生徒などの割合は、大学・短大で約8割、高等学校で約3割、幼稚園で約8割、専修学校・各種学校で9割以上となっており、私立学校は我が国の学校教育の発展に大きく貢献しています。また、グローバルな知識基盤・学習社会の中で、各私立学校は、多様化する国民のニーズ(需要)に応じた特色ある教育研究の推進が求められており、それぞれが建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開しています。このように、私立学校は、我が国の学校教育の発展にとって質・量両面にわたり重要な役割を果たしています。

このため、文部科学省は、私立学校の振興を重要な政策課題として位置付け、その教育研究条件の維持向上と在学する学生生徒などの修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため、次の施策をはじめとする振興方策を講じ、その一層の充実に努めています。

- ①教職員の人件費や教育研究に係る経費などの経常費や施設整備費に対する補助
- ②日本私立学校振興・共済事業団における貸付
- ③税制上の優遇措置
- ④学校法人に対する経営支援

さらに、私立学校を設置する学校法人が近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、様々な課題に対して主体的、機動的に対応していくため、平成17年4月1日から①学校法人における管理運営制度の改善、②財務情報の利害関係人への公開、③私立学校審議会の構成の見直しを主な内容とする改正私立学校法が施行されています。

各私立学校においては、それぞれの自助努力により、経営基盤の維持・強化を進め、教育研究内容や財務状況に関する情報公開を積極的に行いつつ、国民の要請にこたえる個性的で魅力あふれる学校づくりを進めることが期待されています。

## 1 私立大学等に対する助成

## (1) 経常費に対する補助

文部科学省は、私立の大学、短期大学、高等専門学校における教育研究に必要な経常的経費(教職員の給与費、教育研究経費など)に対して補助を行っており、平成23年度予算では、約3,209億円を計上しています。この補助には、大きく分けて「一般補助」、「特別補助」があり、平成23年度には、各大学等の機動的な対応や責任ある運営を促進する観点から、一般補助の割合を大幅に高める組替えを行いました(図表2-4-1)。

図表 2-4-1 私立大学等経常費補助金予算額の推移

	45	50	55	60	元	5	10	15	16	17	18	19	20	21	22	23
一般補助	132	990	2,532	2,333.5	2,258.5	2,258.5	2,255.5	2,205.5	2,198.5	2,193.8	2,203.8	2,167.8	2,136.0	2,115.7	2,119.7	2,811.7
特別補助	0	17	73	105	228	397	695	1,012	1,064	1,098.7	1,108.7	1,112.7	1,112.7	1,102.1	1,102.1	397.5
合計	132	1,007	2,605	2,438.5	2,486.5	2,655.5	2,950.5	3,217.5	3,262.5	3,292.5	3,312.5	3,280.5	3,248.7	3,217.8	3,221.8	3,209.2

単位：億円



(出典) 文部科学省調べ

一般補助の配分に当たっては、①学生定員の管理状況、②専任教員一人当たりの学生数、③学生納付金の教育研究経費への還元状況、④教育情報、財務情報の公表の状況など、教育条件や財政などの客観的な指標に基づき補助金額を増減し、効果的・効率的な配分を行っています。特に、平成19年度以降、各大学等の経営の効率化を促すため、定員充足状況はじめ種々の項目において減額の強化を段階的に行っています。

特別補助は、各大学等における特色ある教育研究などを対象にし、その取組を支援しています。平成23年度においては、新成長戦略等を踏まえ、私立大学等のマネジメント改革を伴った組織的な取組の定着を図るため、成長分野で雇用に結びつく人材の育成、大学等の国際交流の基盤整備、授業料減免への支援による学生の経済的負担の軽減、経営の健全性の向上等を図る取組等を支援しています。

## (2) 施設・設備等の整備に対する補助

私立大学などが実施する施設・設備などの整備については、次のような補助を行っています。

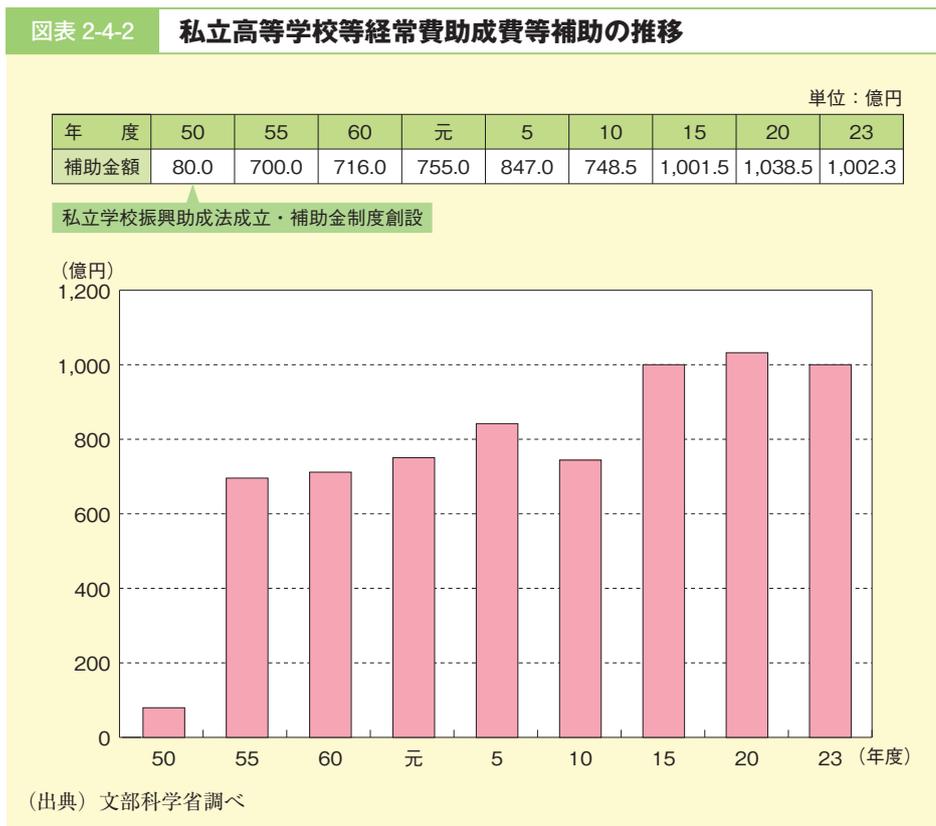
- ①各大学の経営戦略に基づいて行う研究基盤の形成を支援するため、研究プロジェクトに対し、施設等整備費と研究費を総合的に補助(「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」)
- ②教育や学術研究に必要な機器の整備及び低炭素社会の実現に向けた施設整備に対する補助
- ③校舎などの耐震補強工事(非構造部材の耐震対策工事を含む。), 防災機能強化のための工事に対する補助や、アスベスト対策工事及びバリアフリー化工事に対する補助

平成23年度予算では、これらの事業に合わせて約93億円を計上したほか、東日本大震災の教訓を踏まえ、第3次補正予算において耐震化をはじめ防災機能強化等のために36億円を計上しました。また、平成24年1月には、「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」を策定し、耐震化の促進等に対する継続的支援を進めることとしました。

## 2 私立高等学校等に対する助成

### (1) 経常費助成費等に対する補助

私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校の運営のために必要となる経常的経費については都道府県が助成しており、初等中等教育の全国的水準の維持向上のため、都道府県が行う助成に対して国庫補助を行っています。また、都道府県に対し地方交付税措置が講じられています(図表2-4-2)。



平成23年度予算では、約1,002億円の国庫補助金を措置するとともに、地方交付税措置の充実が図られています。

国庫補助金では、新学習指導要領を踏まえた特色ある取組や幼稚園における預かり保育、子育て支援推進事業、家計急変世帯等を対象とした授業料減免措置に対する補助を行うなど、私立高等学校等における教育条件の向上等を支援しています。

また、経済情勢の悪化を踏まえ、平成21年度第1次補正予算で高校生修学支援基金(約486億円、平成21~23年度の3か年分)を措置し、都道府県が行う高校生への奨学金事業や私立高校生に対する授業料減免補助に対して緊急的な支援を行っており、平成22年度からは私立高校生に対する入学金減免補助も対象事業に加えています。さらに、震災及び円高の影響もあり今後も私立高校生等の家計は困難な状況にあることから、平成23年度第3次補正予算で、平成26年度までの延長にかかる経費(約189億円)を措置しています。

## (2) 施設・設備の整備に対する補助

校舎施設の機能をより高めることを目的として、私立学校が実施する施設整備に対して補助をしています。具体的には、

- ①耐震補強(非構造部材の耐震対策工事を含む。)など施設の防災機能強化・安全機能強化のための施設整備(平成20年6月の地震防災対策特別措置法の改正を踏まえ、地震による倒壊の危険性が高い(Is値0.3未満)学校施設の耐震改修については、補助率の引き上げ(1/3→1/2)を行っています。)
- ②低炭素社会の実現に向けて環境へ配慮した施設づくりのための施設整備
- ③校内LAN、施設のバリアフリー化など教育内容・方法の改善を目的とした施設整備

などに対する補助を行っています。平成23年度には、これらの取組に対して約25億円の予算を計上したほか、第3次補正予算において、耐震化等防災機能強化のために63億円を計上し、大学と同様「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」を推進しています。

また、コンピュータなどのIT教育設備の購入に要する経費の一部を補助する「私立高等学校等IT教育設備整備推進事業」を実施しており、平成23年度は7億円の予算を計上しています。

## (3) 教員研修事業費等に対する補助

私立学校における教育指導の充実を図るため、(財)日本私学教育研究所が実施する、私立高等学校などの初任者研修事業と10年経験者研修事業などに要する経費の一部を補助しており、平成23年度は約1,970万円の予算を計上しています。

## 3 私立学校施設高度化推進事業

私立学校施設の高度化・近代化を計画的に推進し、教育研究条件の充実向上を図るため、日本私立学校振興・共済事業団からの融資を受けて実施される、築30年以上の老朽校舎や危険建物と認定された旧耐震基準の学校施設(昭和56年以前の建物)の建替え整備事業、私立大学病院の建替え整備事業について利子助成を行っています。平成23年度は約21億円を計上しています。

## 4 私立専修学校に対する助成

文部科学省では、専修学校がその柔軟な制度の下で、社会の多様なニーズに対応した実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として発展していくため、様々な施策を実施しています。

専修学校(専門課程)における教育環境の充実を図るため、教育装置や情報処理関係設備の整備に要する経費の補助、教員研修に対する補助などの助成を行っています。また、意欲的に教育の向上に取り組む専修学校に対しては、即戦力となる人材の育成や教育水準の高度化など、社会的要請の高い課題に対応するための教育方法などの研究開発や、多様な人材育成のためのキャリアアップ教育プログラムの実施等を委託するなど、専修学校教育の一層の振興を図っています。

## 第2節

## 私立学校振興方策の充実

## 1 日本私立学校振興・共済事業団の事業

日本私立学校振興・共済事業団では、私立学校の教育の充実・向上と経営の安定を図るための助成業務、私立学校を設置する学校法人に対する経営等に関する相談業務、及び私立学校教職員の福利厚生を図るための共済業務を総合的に行っています。

具体的には、私立学校振興のための助成業務として、文部科学省から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを私立大学等を設置している学校法人に交付しており、平成23年度は約3,209億円を交付しています。

さらに、私立学校の施設・設備の整備などに必要な資金について、長期・低利の有利な条件で学校法人への貸付けを実施しており、平成23年度は、第1次補正予算において東日本大震災による災害復旧事業等のため5年間の無利子期間を含む長期低利融資を実施するなど、事業全体で1,437億円の貸付けを計画しています。

加えて、第3次補正予算により、耐震改築事業に対して私立学校施設高度化推進事業による利子助成よりも有利な条件での長期低利融資を今後5年間(平成23~27年度)実施しています。

学校法人に対する経営等に関する相談業務としては、私立学校の教育条件や経営に関する情報の収集を行うとともに、学校法人等の依頼に応じて経営相談を実施しており、この業務の一環として平成22年度からは新たに、理事長・学長等を対象としたリーダーズセミナーを全国7会場で実施しています。

また、私立学校教職員のための共済業務として、①加入者とその家族の病気・けが・出産・死亡又は災害などに対して給付を行う短期給付事業、②加入者の退職・障害又は死亡に対して年金の給付を行う長期給付事業、③病気の予防、病院や宿泊施設の運営、資金の貸付け、貯金の受入れなどを行う福祉事業を実施しています。

## 2 私立学校に関する税制

私立学校教育の振興や学校法人の公益性の観点から、種々の税制上の優遇措置が講じられています。

私立学校を設置する学校法人については、収益事業を行う場合を除き、法人税・事業税等は非課税とされ、収益事業から生ずる所得についても、法人税は軽減税率が適用されています。また、学校法人が自ら直接保育又は教育のために使用する不動産に関しては不動産取得税・固定資産税・登録免許税が非課税とされています。

特定公益増進法人の証明を受けた学校法人に対して寄附を行った場合、個人の場合には寄附額から一定額(適用下限額)を差し引いた額の所得控除、企業などの法人の場合には一般の寄附金とは別枠の損金算入が認められています。

また、特定公益増進法人の証明を受けている学校法人のうち、寄附実績等に関する一定の要件を満たした学校法人に対する個人からの寄附については、平成23年度税制改正により、従来の所得控除との選択で、寄附金額の一定割合を所得税額から直接控除する税額控除も認められることとなりました。この改正により、多くの寄附者にとっては所得や寄附金額の多寡にかかわらず、減税効果が従来よりも大きくなり、学校法人にとっても、より幅広い関係者から小口の寄附金を期待できるようになりました。平成24年3月末時点で、文部科学大臣所轄学校法人のうち、208法人(31.1%)が税額控除対象法人の証明を受けています。

文部科学省としては、新制度の創設を受けて、「税額控除制度を活用した私立学校への寄附促進アクションプラン」を策定しました。また、このアクションプランをふまえ、文部科学省としては、新制度の普及啓発や、寄附金獲得の先進事例の収集等を行うことにより、新制度の定着を図るとともに、私立学校における経営基盤強化の促進に努めています。

また、一定の要件を満たす学校法人に対し、相続財産をその申告期限までに寄附した場合には、その相続財産に係る相続税は非課税とされています。さらに、土地や建物をはじめとする資産を学校法人に対して贈与した場合には、贈与等がなかったものとみなされ、所得税が非課税とされています。

各私立学校においては、これらの税制上の特例措置を積極的に活用して経営基盤強化を図り、魅力ある教育研究を進めることが期待されています。

### 3 学校法人に対する経営改善支援

学校法人をめぐる経営環境は全体として厳しい状況が続いている中、平成23年度において入学定員を満たしている私立大学は349校(61.0%)、私立短期大学は113校(33.4%)である一方、入学者が入学定員の半分以下である私立大学は16校(2.8%)、私立短期大学は16校(4.7%)あります。また、平成22年度決算において、帰属収入で消費支出を賄えない学校法人(大学、短期大学を持つ学校法人)が40.1%となっています。各学校法人においては、新しい時代の要請に応じた学部・学科の見直しや特色ある教育研究活動の展開はもとより、経費の削減など経営の効率化を図り経営基盤の安定のための努力を積極的に行っていくことが求められています。

このため、文部科学省としては、平成22年6月に、中央教育審議会大学分科会においてまとめられた「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告」を踏まえ、学校法人運営調査等を活用して、経営相談の充実を図っています。また、社会に対する説明責任を果たすため、財務情報の公開は重要であり、近年学校法人は積極的に取り組んでいます。平成23年度においては、635法人(95.3%)が財務情報をホームページに公開しています。さらに、日本私立学校振興・共済事業団においては、各学校法人の理事長・学長等に対し「私学リーダーズセミナー」を開催したり、専門知識を有する人材を派遣する「専門家人材バンク」を設けたりしています。

これらにより、各学校法人が経営状況を分析し、将来的な方向性を早期に判断できるよう、私学の健全な発展に向けた支援を行っています。

